

広島高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 通知処分取消請求控訴事件  
国側当事者・国(岩国税務署長)

令和2年6月26日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・山口地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和元年12月18日判決、本資料269号-136・順号13359)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	出口 裕理
同	杉原 幸枝
被控訴人	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	岩国税務署長 宮崎 雄一
同指定代理人	久富木 大輔
同	福本 吉秀
同	守屋 貴恵
同	川合 康之
同	岡本 一彦
同	小川 高由
同	安藤 直人
同	小林 清明

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 岩国税務署長が平成29年4月28日付けでした控訴人の平成27年分贈与税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

1 要旨

本件は、控訴人が、平成27年分の贈与税について、相続税法基本通達(昭和34年1月28日付直資10国税庁長官通達(以下「本件通達」という。))9-2(1)に基づき、その保有にかかる有限会社A(以下「A」という。)の株式(7000株)の価額が増加したとして、課税価格を680万4000円、納税すべき税額を106万1200円と計算して一旦申告し

た後、同申告が誤りであったとして、課税価格及び税額を0円とする更正の請求をしたところ、処分行政庁から更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件処分」という。）を受けたため、本件処分の取消しを求める事案である。原審が控訴人の請求を棄却したので、控訴人が本件控訴を提起した。

2 関係法令等の定め、前提事実は、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要等」の2、3にそれぞれ記載のとおりであり、争点及びこれに関する当事者の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の補充主張を加えるほか、原判決の上記「第2 事案の概要等」の4に記載のとおりであるから、これらを引用する。ただし、次のとおり補正する。

(1) 原判決3頁11行目冒頭から16行目末尾までを次のとおり改める。

「本件通達9-2(1)は、同族会社（法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する同族会社をいう。）の株式又は出資の価額が、例えば会社に対し無償で財産の提供があった場合に該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、当該財産を提供した者から贈与によって取得したものとして取り扱うものとする旨を定めるとともに、この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時によるものとする旨を定めている。」

(2) 原判決5頁7行目の「増加は」の後に「控訴人に対する」を加える。

(3) 原判決5頁11行目の「乙から贈与によって取得した」を「控訴人が乙からの贈与によって取得した」に改める。

3 当審における控訴人の補充主張—相続税法9条の解釈・適用について

(1) 同族会社に対する財産の無償提供があった場合に当該同族会社の株式の価額が増加したとしても、いまだ当該同族会社の株主が当該価額のうち増加した部分に相当する金額を取得したとはいえないから、当該株主は相続税法9条が予定する贈与税の納税義務者ではない。

(2) 本件通達によれば、本件のように、同族会社の株式の価額が財産の無償提供によって増加した場合には、当該同族会社の株主に対してその増加した部分について贈与税が課税されるほか、上記財産の無償提供について当該同族会社にも課税されることとなり、この意味でも二重課税となるから、このような二重課税を防ぐためにも本件には相続税法9条の適用を認めるべきではない。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件処分は適法であると判断する。その理由は、次の(1)、(2)のとおり訂正し、後記2のとおり当審における控訴人の補充主張に対する判断を加えるほか、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁21行目冒頭から10頁8行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、本件通達9-2は、相続税法9条の規定する場合を例示したものとして定められたものと解されるところ、本件通達9-2(1)の定めるように、同族会社に該当する会社に対して無償で財産の提供がされる場合には、それだけ当該会社の含み資産が増加し、当該会社の株式又は出資の価額も値上がりすることになることから、同族会社が一般的に少数の株主又は社員によって支配されていることも併せ考慮すると、上記の場合については、当該会社の株主又は社員が「利益を受けた場合」の定型的な態様の一つであると評価できる。そうすると、このような場合には、同法9条に規定する「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた」と認められるから、本件

通達9-2(1)の定めは、同法9条の規定に該当する場合の例示として適当なものというべきである。

したがって、乙からAに対してされた本件贈与によりAの資産の価額が増加し、控訴人の株式の価額が増加したと認められる本件においては、Aの株主である控訴人について、同法9条の規定を適用し得るものと解される。」

(2) 原判決10頁25行目の「そして」から11頁7行目末尾までを次のとおり改める。

「そして、本件通達9-2によれば、同族会社の株式又は出資の価額の上昇を伴う財産の無償提供がされた後間もなくして当該株式等について譲渡がされたような場合には、実質的にみて、当該株式等の価額のうち増加した部分について、相続税法9条により贈与とみなされたことによる課税と譲渡所得に対する課税とが重ねてされる事態を招来することもあり得るが、そのような事態が現実化していない状況において、当該事態を招く可能性があることをもって直ちに本件通達9-2に従った課税処分が二重課税として違法になるとは解されない。」

## 2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、上記第2の3(1)のとおり、同族会社に対する財産の無償提供があった場合に当該同族会社の株式の価額が増加したとしても、いまだ当該同族会社の株主が当該価額のうち増加した部分に相当する金額を取得したとはいえないとして、当該株主に相続税法9条を適用すべきではない旨主張する。しかし、同条は、贈与により直接財産を取得していない場合であっても、一定の行為によって利益を受けた者の財産が増加したと認められる場合には、当該利益を贈与により取得したものとみなして課税する旨を規定していると解されることから、当該利益に相当する金額を取得していないことを理由に同条を適用すべきではないとする控訴人の主張には理由がない。

(2) 控訴人は、上記第2の3(2)のとおり、同族会社の株式の価額が財産の無償提供によって増加した場合には、当該同族会社の株主に対してその増加した部分について贈与税が課税されるほか、上記の財産の無償提供について当該同族会社にも課税されることとなることをもって二重課税になるとし、これを防ぐためにも本件には相続税法9条の適用を認めるべきではないと主張する。しかし、上記の場合においては、財産の無償提供によって当該株式の価額が増加するとともに当該同族会社に受贈益が計上されることにより、当該株主及び当該同族会社の双方の担税力が増加したと評価し得ることからすると、上記の財産の無償提供についての当該同族会社への課税とその株主への課税を二重課税と捉えて回避すべきものとは解されない。

3 よって、控訴人の請求は理由がなく、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であるから本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第2部

裁判長裁判官 三木 昌之

裁判官 光岡 弘志

裁判官 富田 美奈